

# いじめ防止基本方針

～「いじめ」根絶をめざして～

## 1 いじめ防止に向けた本校の考え

### ① いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号第一章総則定義第二条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめ防止等に向けての本校の基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

本校ではいじめはどの集団にも、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害として捉える。そのため、「いじめを許さない学級・学校づくり」等の未然防止に取り組むことが最も重要であると考え、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を学校職員、保護者の方がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。

学校・保護者・地域で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的として、「瀬谷さくら小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置

本校においては、「瀬谷さくら小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、以下のように活動する。

### ① 構成

- ・ 校長、副校長、児童支援専任、特別支援コーディネーター、養護教諭、ブロック担当者、学級担任、学年職員、関係職員※

※必要に応じて、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家

### ② 運営

- ・ 月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、児童の状況の報告、共通理解を図る場とする。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。
- ・ 校長は、組織的に対応方針を決定し、進捗の管理を行う。また、会議録の作成・保管を行う。

### ③活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起りにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在および活動を児童および保護者に周知する。
- ・いじめ防止対策委員会に関する教職員の資質向上に必要な研修や処置を計画的・継続的に実施する。
- ・一人で抱え込まずに、様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- ・必要に応じて、区役所・児童相談所・警察・病院等、外部機関を活用した事業の計画を行う。

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処の為、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を行い、その共有をする。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### ○取組の検証

- ・年度末、または必要に応じて、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直しおよび修正を行う。

## 3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処の具体的な方法

### ①いじめの未然防止への取組

- ・人権教育の充実
  - いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童が理解できるように、人権教育を推進させる。
  - 児童が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳教育の充実
  - 他人を思いやる心や社会貢献の精神・生命を大切にし、人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心を育む。
  - 道徳の学習、教育活動全体を通し、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てる。
- ・自尊感情を高める
  - 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、自分と他者の違いを認め合える環境を整え、「こんなに認められた、人の役にたった」という経験や達成感を実感できるようにする。
  - 友達や学校職員が児童たちへ温かい声掛けをし、児童が「認められた」と自己肯定感がもてるようにする。

### ②いじめの早期発見の取組

- ・日々の観察
  - 「いじめはどの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての学校職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・アンケートの実施
  - 「いじめアンケート」（年2回）「学校生活に関するアンケート」「YP アセスメント」を行い、支援を要する児童を組織的に共有する。また児童の悩みや人間関係を把握し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
- ・教育相談の充実
  - 保護者と、必要に応じた個人面談や家庭訪問などで、課題を抱える児童の心のケアや問題行動等の課題にどのように対応するか話し合いをし、学校との連携を密にしながら課題解決に取り組む。また、必要に応じて学校カウンセラーやSSWを活用して、保護者や児童の悩みや抱えている課題の解決に取り組む。

### ③早期対応、適切な対処・いじめに対する措置の取組

いじめの疑いがあった段階で、教職員は直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談をし、学校の組織的な対応につなげなければならない。

#### いじめ情報のキャッチ

①いじめ防止対策委員会報告。いじめられた児童を徹底して守る。

#### 正確な実態把握

- ②当事者双方、周りの児童からも聞き取りを行う。
- ③関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- ④当該児童の保護者と適宜連絡を取る。

#### 指導体制・方針決定

- ⑤指導のねらいを明確にする。
- ⑥全ての教職員の共通理解を図る。
- ⑦対応する教職員の役割分担を行う。

#### 児童への指導・支援

- ⑧いじめられた児童を徹底して守り、心配や不安を取り除く。
- ⑨いじめた児童に「いじめは決して許されない行為である」ことを理解できるように指導する。

#### 保護者との連携

- ⑧当該児童の保護者に協力を求め、学校との連携方法を話し合う。
- ⑨保護者と具体的な対策を決める。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに同警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・必要に応じて、児童相談所、少年相談保護センター、区役所、医療機関等の専門機関との連携を行う。
- ・被害児童および保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。

### ④いじめの解消

いじめの解消は、児童や保護者からの申告だけでなく、教師による組織的な行動観察や情報収集に基づき総合的に判断する。基本的には、少なくとも次の2つを満たしたとき「いじめが解消した」とする。

- ・いじめの行為が、少なくとも3カ月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

### ⑤教職員等への研修

- ・YPアセスメント研修では児童の思いを受け取るとともに教師の自己理解を図る。
- ・特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童）に対し、適切な支援保護者との連携方法の協議や、周囲の児童への指導方法を組織的に考えて行う。

### ⑥地域との連携

「学校運営協議会」や「下瀬谷（南瀬谷）中学校区・家庭・地域連携事業」「健全育成協議会」「主任児童委員との懇談」等、地域との連携を活用し、主に学校外でのいじめの防止や早期発見のための情報提供の依頼を行う。

## 4 重大事態への対応

### ① 重大事態の定義（法第 28 条第 1 項より）

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自死の企図、重大な傷害、金品への重大な被害、精神疾患の発症）が生じた疑いがあると認められるとき、並びにいじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

### ③ 重大事態の調査および結果報告

○学校は、教育委員会と連携して外部機関も含めた調査委員会を組織し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にして当該事案への適正な対処や同様な事態の発生防止を図る。

○被害児童およびその保護者に対して調査結果を適切に情報提供する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

月	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月
職員会議等 学校運営協議会 小中連携会議	児童指導 いじめ防対委方針確認	児童指導 小中ブロック会議	児童指導 学校保健委員会 学校運営協議会 学校説明会	児童指導	児童指導 小中ブロック会議	児童指導
防止対策	学級づくり インターネット・ 防犯教室	YPアセスメント		よこはまこども会議 (中学校ブロック) 職員人権研修	よこはまこども会議 (瀬谷区) YPプログラム	運動会指導
早期発見	休日授業参観・ 懇談会	いじめアンケート (記名式)	健全育成協議会 授業参観・懇談会	個人面談	長期休業明けの適応指導 とフォロー	
月	11月	12月	1月	2月	3月	適宜
職員会議等 学校運営協議会 小中連携会議	児童指導 学校運営協議会	児童指導 生活アンケート分析	児童指導 小中ブロック会議	児童指導 学校運営協議会 学校保健委員会	児童指導	
防止対策	YPアセスメント	人権週間 ありがとうカード	いのちの学習	いのちの学習 (年1回)	YPアセスメント引継 いじめ防対委振り返り	ペア学習
早期発見	授業参観・懇談会	生活アンケート実施 いじめアンケート(無記名式) 個人面談		健全育成協議会 学援隊総会 授業参観・懇談会		ミニ面談

その他(年間)取組内容…いじめ防止対策委員会(月1回以上)、いじめ認知報告書教育委員会提出(月1回)

(年度のスケジュールにより、予定されていた行事や対策が前後することがある。)

【YP アセスメント】…児童へのアンケートによるデータをもとに、複数の教員による支援検討会を行い、児童の社会的スキルの育成状況を把握する。実態に応じて必要な支援策を検討・実行していくことにより、いじめが起きにくい学級・学校風土づくりを行い、未然防止を目指す。

※この基本方針は、必要があると認められるときには、速やかに現状に即したものに策定し直すものとする。